

JGN 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、JGN の利用者に対し、利用に当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 JGN は、ICT 関連研究開発成果の技術実証及び社会実証の推進を目的として、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という。）が整備し、2020 年度まで(予定)運営する研究開発用テストベッドネットワークである。

(利用者)

第3条 JGN 利用に係る共同研究契約の別紙に記載された者及び NICT が自ら実施する研究開発で NICT によって指定された者（以下、「利用者」という。）。

(利用申請)

第4条 利用者は、手続上の細則（「JGN 利用の手引」）に定める方法により、JGN の利用について、NICT に申請するものとする。

2 NICT は、前項の申請に基づき、必要な場合には調整を行う。

(禁止事項)

第5条 利用者は、JGN の利用に当たり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 利用規約第3条に規定した利用者が行う研究と無関係に利用する行為
- (2) 直接に営利を目的として利用する行為
- (3) 運営を妨害する行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、NICT が不相当と認める行為

(ネットワーク・環境の提供条件)

第6条 NICT は、JGN の通信品質や性能を保証しない。

2 NICT は、研究開発または運営上必要な情報を収集する場合がある。

(運営・研究への協力)

第7条 利用者は、JGN の利用に当たり、以下の協力をするものとする。

- (1) JGN の運営に協力すること。
- (2) 手続上の細則（「JGN 利用の手引」）等に定める事項を遵守すること。

- (3) 前条第1項の許容及び第2項の情報収集への協力等により、JGNにおける運営・研究に協力すること。
- (4) 利用者は、JGNを介して他のネットワークを利用する際には、当該ネットワークの利用規約についても遵守するものとする。
- (5) 利用者は、JGNに対し、第3条に係る研究に関係のない通信を行わないように適切な措置を行うこと。

(知的財産権)

第8条 JGNを利用して得られた知的財産権の帰属は、第3条のJGN利用に係る共同研究契約において定めるものとする。JGN利用に係る共同研究契約書の内容は双方協議の上、定めるものとする。

(利用の取消)

第9条 利用者が本利用規約に違反した場合、NICTは利用者に対し、JGNの利用の承認を取り消すことができる。

(反社会的勢力の排除)

第10条 施設等利用協力研究者は、施設等の利用に当たり、機構に対し、契約締結時及び将来にわたって次の各号の事項を表明しかつ保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と一切の関係を持たないこと
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、施設等利用協力研究の契約締結をするものではないこと
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 機構に対する威圧的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害し、又は信用をき損する行為

(その他)

第11条 自然災害、テロ等の緊急・非常時、及びこれらからの復旧・復興時におけるJGNの公的な利用について、NICTが適当と認める場合は前述の規定によらずこれを可能とする。

附則

この規約は、2016 年 7 月 1 日から施行する。